

您知道吗? 2 项给付金 关于“临时福祉给付金”与 “育儿家庭临时特例给付金”

通过将社会保障制度同时稳定在财政和机制方面,为了让民众能安心利用的改革,将推进“社会保障和税制的一体化改革”。正像大家所知道的那样,从 2014 年 4 月,消费税率由 5% 上涨为 8%。(税制根本改革法规定,从 2015 年 10 月起消费税率上调至 10%。届时综合考虑经济状况等因素,重新进行研讨。)上调部分均用于充实和稳定育儿、医疗/护理、养老金。而此次的消费税率上调后的经济增长力水平的提高和良好循环,从而有助于经济可持续增长,决定了“经济一揽子政策”。作为其中一部分,而发放 2 项给付金。

※2014 年 1 月 1 日当日,住民票所属于日本国内的市町村时,只要符合发放条件,外国人也可以成为发放的对象。另外,在领取支援给付金的遗华日本人和接受生活保护者除外。

※能够领取的给付金,仅限临时福祉给付金、育儿家庭临时特例给付金的其中 1 种。

【临时福祉给付金】

发放对象: 2014 年度的市町村民税的非课税者

※纳税者的扶养亲属除外

发放额: 每人 1 万日元(养老金和儿童津贴等的领取者为 1 万 5 千日元)

【育儿家庭临时特例给付金】

发放对象: 2014 年 1 月份的儿童津贴等的领取者并且 2013 年所得是不超过儿童津贴的所得限额者

发放额: 每个儿童 1 万日元

《申请方法》

具体的申请方法和申请期间,根据各市町村

2つの給付金をご存知ですか?

「臨時福祉給付金」と

「子育て世帯臨時特例給付金」

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための「社会保障と税の一体改革」が進められています。皆さんもご存知のように、2014 年 4 月、消費税率は 5% から 8% に引き上げられました。(2015

年 10 月から消費税率を 10% に引き上げること
が税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこなうことになっています。) この引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使われます。

そして、消費税率の引上げ後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり、持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」が決定されました。その一環として 2 つの給付金が支給されます。

※2014 年 1 月 1 日時点で住民票が日本国内の市町村にあり、支給要件を満たしていれば外国籍の方も支給対象になります。なお、支援給付金を受給されている中国残留邦人の方や生活保護受給者は対象外です。

※受け取ることができるのはどちらか 1 つの給付金です。

【臨時福祉給付金】

対象者: 2014 年度分の住民税の非課税者※課税者の扶養親族は除く
支給額: 1 人につき 1 万円(年金や児童扶養手当等の受給者は 1 万 5 千円)

【子育て世帯臨時特例給付金】

対象者: 2014 年 1 月分の児童手当等の受給者かつ 2013 年の所得が児童手当の所得制限額未満の方
支給額: 子ども 1 人につき 1 万円

而有所不同。详情请向各市町村确认。

《咨询处》

○关于申请方法的咨询：

各市町村（申请处为在 2014 年 1 月 1 日当日，住民票的所属市町村。）

○关于制度的咨询：

厚生劳动省

2 项给付金专用拨号

0 5 7 0 - 0 3 7 - 1 9 2

（受理时间 9:00-18:00）

网站 www.2kyufu.jp

请注意“临时福祉给付金”和“育儿家庭临时特例给付金”的“汇款诈骗”和“个人信息炸取”。

如收到冒充市町村和厚生劳动省等的可疑电话和邮件，请联系您所在的市町村和公安局（或拨打警察咨询专门电话 #9110）。

（参照厚生劳动省网站）



《申請方法》

具体的な申請方法や申請期間は市町村によって異なります。詳細は各市町村へご確認ください。

《問い合わせ先》

○申請方法に関するお問い合わせ：

各市町村（申請先は 2014 年 1 月 1 日時点で住民票がある市町村です。）

○制度に関するお問い合わせ：

厚生労働省

2つの 給付金専用ダイヤル

0 5 7 0 - 0 3 7 - 1 9 2

（受付時間 9:00-18:00）

ホームページ www.2kyufu.jp

注意：「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報」の「詐欺」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話 #9110）にご連絡ください。

（参照：厚生労働省ホームページ）